

第74回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

◆事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要
- ・会社の支配に関する基本方針

◆連結計算書類

- ・連結注記表

◆計算書類

- ・個別注記表

丸文株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.marubun.co.jp/ir/events/generalmeeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

(事業報告)

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって活動するために、各人が取るべき行動の基準を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定めます。
- ロ. 社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統轄を行います。
- ハ. コンプライアンスを主管する部署として法務部を設置し、「行動規範」や関係法令に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行います。
- ニ. 不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき運用を行います。
- ホ. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士と連携し、毅然とした態度で臨みます。
- ヘ. 監査等委員は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、業務執行取締役に対し助言または勧告を行います。
- ト. 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を設置します。監査室は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長および監査等委員会に対して報告します。

(運用状況)

- ・ 内部統制委員会を、当事業年度中に7回開催し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針や関連規程の審議ならびに整備運用状況のモニタリング等の管理統轄を行いました。
- ・ 法務部は取締役会に、「企業行動憲章」および「行動規範」の実践状況を含むコンプライアンスに関する整備・運用状況を報告しています。
- ・ 全社員を対象とするCSR教育を実施し、「企業理念」、「企業行動憲章」、「行動規範」への理解を促進すると同時に、法令や社内規程の遵守を徹底しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 株主総会および取締役会、経営会議等の重要な会議の意思決定に関わる記録や「職務権限規程」に基づき各取締役が決裁した文書、その他取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理し、取締役が随時閲覧可能な状態を維持します。

ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に管理し、情報資産を保護します。

(運用状況)

- ・「取締役会規則」や「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定に関わる記録や文書等を適切に保存、管理しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理の基礎として「リスク管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備します。

ロ. 経営企画部が全社のリスク管理活動を取りまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用します。

ハ. 重大なリスクが顕在化したときは、「危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、損失の拡大を防ぐよう迅速かつ適切に対処します。

(運用状況)

- ・「リスク管理規程」に基づき、経営企画部が中心となりリスクの抽出、評価、管理計画、レビュー等を取りまとめ、内部統制委員会で進捗確認や是正指示を行い、リスクへの対応を図っています。
- ・経営企画部は取締役会に、リスク管理に関する整備・運用状況を報告しています。
- ・大規模災害時における危機管理体制を強化するため、事業継続計画に基づき各種訓練や備蓄品の整備を実施しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、執行決定を行います。

ロ、当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする複数の業務執行取締役によって構成される経営会議において審議を行います。経営会議は原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。

ハ、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定め、効率化を図ります。

ニ、年度予算を策定し、取締役会はこれに基づく業績管理を行い、適正かつ効率的に経営活動を行います。

(運用状況)

・取締役会を当事業年度中に12回開催し、執行の決定や報告、業績管理を行いました。また経営会議は当事業年度中16回開催し、重要事項の審議を行いました。

・機関設計として監査等委員会設置会社を採用することで、取締役会では法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項について審議を行うこととし、その他の業務執行に係る事項の決定を取締役社長以下に権限委任し、取締役会運営の効率化を図っています。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するとともに法令および定款の遵守を徹底します。

ロ、グループの内部統制を管理統轄する担当取締役を選任し、改善を推進します。

ハ、子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行います。

ニ、各子会社において年度予算を策定し、定期的に予算と実績との差異分析を行うことにより管理統制を行います。

ホ、コンプライアンス・リスク管理体制については、子会社各社の状況に応じて体制を整備し、個々のリスクに対する対応策を検討、実施します。

ヘ、子会社各社は、定期的に取締役会を開催するほか、業務執行については、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等の規程において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定めて職務の効率化を図ります。また、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録や決裁した文書など取締役

の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等の規程に基づき適切に保存、管理します。

ト. 監査等委員は、子会社の監査役と連携し、必要に応じて子会社の業務および財産の状況を調査します。

チ. 当社監査室は、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施します。

(運用状況)

- ・グループ各社でコンプライアンス研修を継続的に実施し、法令および定款の遵守を徹底しています。
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社が行う所定の案件については、当社が決裁または報告を受け、管理統制しています。
- ・リスク管理は、子会社各社でリスクの抽出、評価、管理を行い、その結果を経営企画部が取りまとめ、内部統制委員会で定期的に進捗確認を行っています。
- ・法務部および経営企画部は取締役会に、子会社におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する整備・運用状況を報告しています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保および取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の求めに応じ、その職務を補助する使用人を配置します。

ロ. 監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。

ハ. 監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価および懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定します。

(運用状況)

- ・監査等委員会を補助する体制として監査等委員会事務局を設置して事務局長を配置し、監査等委員の指示に従い職務を行いました。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は必要に応じいつでも取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとします。

ロ. 監査等委員会は「監査等委員会監査基準」に基づき内部統制システムの構築・運用状況について定期的に報告を受け、また重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、関係文書を閲覧できるものとします。

ハ. 当社および子会社の取締役および使用人が通報・相談をすることができる通報窓口を設置します。また、その内容が法令・定款違反等の恐れのある場合には、通報窓口責任者が監査等委員会に報告します。

ニ. 「内部通報規程」において、内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取扱いを受けないことを定め、運用の徹底を図ります。

ホ. 監査室は、監査計画および実施した内部監査の結果を監査等委員会に報告します。

(運用状況)

- ・取締役または使用人は重大な法令・定款違反もしくは不正行為等の事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員会に報告する仕組みとしています。
- ・監査室は、定期的に監査等委員会に監査計画および内部監査の結果を報告しています。
- ・法務部は取締役会に、「内部通報規程」に基づく内部通報の運用状況を報告しています。

⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会と代表取締役社長は定期的に意見交換を行います。

また、監査等委員会と監査室および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図ります。

ロ. 監査等委員会または監査等委員が、その職務の遂行上必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、会社は速やかに当該費用または債務を処理します。

(運用状況)

- ・監査等委員は定期的に、代表取締役社長および会計監査人と会合を持ち、適宜報告や意見交換を行っています。
- ・子会社等への監査に際して必要な旅費等は、会社の費用として処理しています。

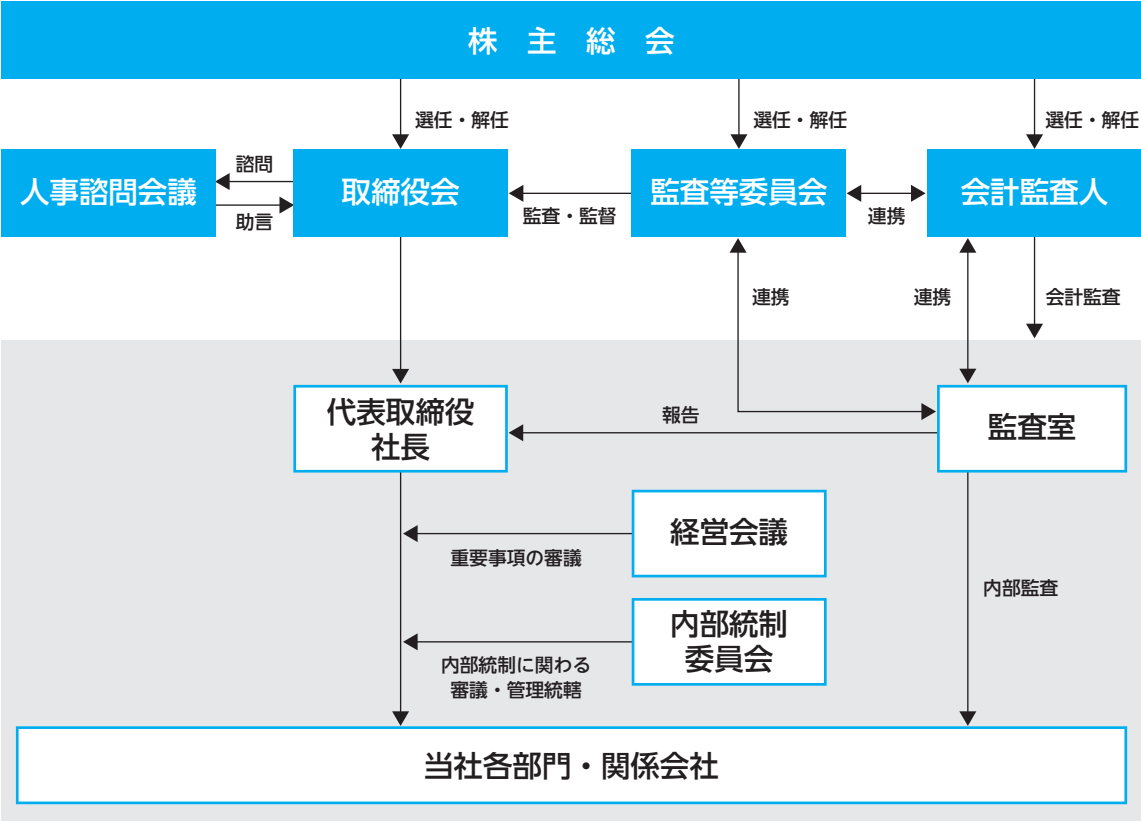
⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制管理規程」を定め、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築します。また、その有効性を定期的に評価し、必要な是正・改善を行うことで、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保します。

(運用状況)

- ・「財務報告に係る内部統制管理規程」に基づき、社長を統括責任者とした財務報告に係る内部統制システムを整備、運用、評価する体制を構築しています。その有効性は、内部統制委員会で報告、評価し、必要に応じて是正指示が行われています。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制の模式図



会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 当社グループの事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、弘化元年（1844年）に呉服問屋として創業し、1947年7月に、会社組織を再編して丸文株式会社として新たなスタートを切りました。そして創業以来続く「常に時代の一步先を見据え、次のニーズに応える」という「先見」と「先取」の精神の下、当社グループは環境や社会の変化に合わせて最良の商品・情報・サービスを提供することで、企業価値の向上に取り組んでまいりました。その企業価値の源泉は、①長年にわたり培ってきた仕入先・お客様をはじめとする各ステークホルダーとの信頼関係、②高度かつ専門的な知識や深い経験とノウハウ、③単に商品を販売するだけではなく、最新の技術・製品情報の提供やさまざまな製品を組み合わせたソリューション提案力、ハード／ソフト両面での技術サポート、機器の据付・保守・メンテナンスなど、商社の枠を超えた高度なサービス、④豊富な品揃えと、米国の大手エレクトロニクス商社であるアロー・エレクトロニクス社と合併で展開している世界規模の販売・物流ネットワーク、⑤活力あふれる企業風土とチャレンジ精神旺盛な人材、にあると考えています。

当社グループは、これからも最新の技術や価値ある商品、サービス、ソリューションを提供し続けるとともに、優秀な人材の採用と育成、健全かつ透明な経営を実践により、当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益の向上に努めてまいります。

ロ. 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、M&Aの進展や新興国での急速な技術発展により半導体メーカーの勢力図が大きく変化しています。また、これまで強力な牽引役であったスマートフォン市場に減速が見られる一方で、5G通信技術やAI、ロボティクスなどの社会生活を変革する新しいテクノロジーの導入が拡大しつつあります。

このような状況のなか、当社グループは、2022年3月期を最終年度とする中期経営計画では、「新たな価値を創造するビジネスモデルの構築」、「成長市場に向けた事業開発の促進」、「持続可能な社会に貢献する取り組みの強化」を基本方針として掲げ、収益性と効率性の向上を目指しております。

ハ．コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取り組み

当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めております。このような方針の下、コーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みと方針について定め、その実践を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、運用しております。また、当社は「監査等委員会設置会社」の形態を選択し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を置くことにより、経営の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の相当な部分を取締役に権限委任することで、効率性と機動性の向上を図っています。

今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2018年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付がなされた場合の対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、これについて、2018年6月27日開催の第71回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。株主の皆様にご承認いただいた本プランは、2022年3月期を最終年度とする中期経営計画の下でも、引き続き、当社の基本方針の実現に資する取組みとなりますが、その内容は以下のとおりであります。

イ．本プランの目的

本プランは、上記①の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものであります。

当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

ロ. 本プランの概要

本プランは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。）の特定株式保有者等の議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii)結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii)上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が20%以上となるものに限りま。以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に当該大量買付情報等に関する情報の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を担う経営陣から独立し、社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

なお、本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②）について

上記②「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

従いまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記③）についての判断

本プランは大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保すること及び株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、①買収防衛策に関する各指針等に適合していること、②株主の皆様の意思が重視されていること、③取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、④デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

（注）本プランは2021年6月25日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、2021年5月14日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定いたしました。なお、継続後のプランについては、本プランから形式的な文言の変更を行っておりますが、実質的な内容の変更はございません。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類第4号議案（44頁から70頁まで）、または当社ウェブサイト（<https://www.marubun.co.jp/ir/events/generalmeeting.html>）をご覧ください。

(連結計算書類)

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	14社
連結子会社の名称	丸文通商株式会社 丸文ウエスト株式会社 株式会社フォーサイトテクノ Marubun USA Corporation Marubun Taiwan, Inc. Marubun/Arrow Asia, Ltd. Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. Marubun/Arrow (HK) Ltd. Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd. Marubun/Arrow (Phils) Inc. Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd. Marubun Arrow (M) SDN BHD. Marubun/Arrow Electronics (Shenzhen) Company Limited PT. Marubun Arrow Indonesia

前連結会計年度において連結の範囲に含めておりましたMarubun Semicon (H.K.) Ltd.は、当連結会計年度で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。ただし、清算終了日までの損益は、連結損益計算書に含まれております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	1社
会社名	Marubun/Arrow USA, LLC.

② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なるため、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社11社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、国内連結子会社は、内規による期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の処理

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ニ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 重要な会計上の見積り

(1) 投融資先への投資の評価

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等）

270百万円

投資有価証券評価損

1,350百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、新しいビジネスモデルの構築、成長市場における新規商材の販売権確保、関係強化等を目的として、国内外の企業への出資等の投融資を行っております。投融資に係る非上場株式等の評価基準及び評価方法は、移動平均法による原価法によっておりますが、実質価額が取得価額に比べ50%程度以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を検討いたします。

当連結会計年度においては、投融資先の経営状態や事業進捗等の定期的なモニタリングの結果、投融資先のビジネスプランや業績が投融資時点における想定と大きく乖離したため、減損処理を行っております。

投融資の評価は、投融資先の業績や事業計画等に基づき見積っており、投融資先の製品の開発状況及び開発製品の競争力や収益性の毀損の程度に影響を受けております。

実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌連結会計年度以降において減損処理を行う可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	1,136百万円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、スケジューリング可能な将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断して、繰延税金資産を計上しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、売上予測の基礎となる顧客の需要動向や当社の商流獲得状況であります。なお、回収可能性について不確実性が高いと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の金額を減額しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得に依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得が変動した場合には、翌連結会計年度以降において認識する金額に影響を与える可能性があります。

4. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	834百万円
土地	593百万円
投資有価証券	226百万円
計	1,654百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	169百万円
短期借入金・長期借入金	24,356百万円
計	24,525百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	4,313百万円
投資その他の資産－その他	12百万円

(3) 保証債務

従業員に対する保証債務	1百万円
-------------	------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,051千株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	522	20	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	209	8	2020年9月30日	2020年12月3日
計		731			

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額 209百万円

ロ. 1株当たり配当額 8円

ハ. 基準日 2021年3月31日

ニ. 効力発生日 2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引や借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップを利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的又は随時に把握する体制としております。また、グローバルに事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	26,874	26,874	－
(2) 受取手形及び売掛金	46,723	46,723	－
(3) 電子記録債権	4,334	4,334	－
(4) 投資有価証券	2,248	2,248	－
資産計	80,180	80,180	－
(1) 支払手形及び買掛金	30,298	30,298	－
(2) 短期借入金	42,194	42,194	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	50	50	0
(4) 長期借入金	5,075	5,074	△0
負債計	77,618	77,618	0
デリバティブ取引(*)	64	51	△13

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は主に取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらは取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	270

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,531円10銭
(2) 1株当たり当期純損失(△) △81円64銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他追加情報の注記

- (1) 重要な契約の解除

当社は、Texas Instruments Incorporatedとの間で締結しておりました販売特約店契約を2020年9月30日をもって終了いたしました。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響につきまして、今後の広がり方や感染が収束する時期等の予測は困難であります。今後の業績への影響は軽微であり、会計上の見積りに重大な影響を与えるものではないとの仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

(計算書類)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|-------------------------|--|
| ① ヘッジ会計の処理 | 時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。 |
| ② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| ③ 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| ④ 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |

3. 重要な会計上の見積り

(1) 投融資先への投資の評価

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額 | |
| 投資有価証券（非上場株式等） | 257百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 1,350百万円 |
| ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 | |
| 連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。 | |

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度の財務諸表に計上した金額 | |
| 繰延税金資産 | 1,241百万円 |
| ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 | |
| 連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。 | |

4. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	834百万円
土地	593百万円
投資有価証券	167百万円
計	1,595百万円

② 担保に係る債務

短期借入金・長期借入金	24,356百万円
-------------	-----------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	3,061百万円
投資その他の資産－その他	12百万円

(3) 保証債務

仕入債務等に対する債務保証

丸文通商株式会社	1,663百万円
丸文ウエスト株式会社	320百万円
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	6百万円
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	5百万円
従業員	1百万円

計	1,998百万円
---	----------

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,878百万円
短期金銭債務	361百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	14,700百万円
仕入高	2,340百万円
販売費及び一般管理費	65百万円
営業取引以外の取引高	793百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,916千株
------	---------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,138
投資有価証券評価損	530
退職給付引当金	142
在庫評価損	140
貸倒引当金	125
賞与引当金	107
その他	123
繰延税金資産小計	2,308
評価性引当額	△807
繰延税金資産合計	1,500
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	226
その他	32
繰延税金負債合計	259
繰延税金資産の純額	1,241

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内 容 又は 職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	丸 文 通 商 株 式 会 社	100	医用機器、 分析・計測 機器等電子 機器の販売	(所有) 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1)	1,663	-	-
						保証料の 受 入 (注1)	3	そ の 他 (流動資産)	1
子会社	Marubun/Arrow (HK) Ltd.	千US\$ 4,490	電子部品等 の 販 売	(所有) 間接50%	商品の販売	商品の販 売(注2)	6,700	売掛金	1,828

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 債務保証については、営業債務に対して行っているものであり、保証料については一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 1,046円82銭 |
| (2) 1 株当たり当期純損失 (△) | △68円68銭 |

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他追加情報の注記

- (1) 重要な契約の解除

連結注記表に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響につきまして、今後の広がり方や感染が収束する時期等の予測は困難であります。今後の業績への影響は軽微であり、会計上の見積りに重大な影響を与えるものではないとの仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。